

ノーモア・ミナマタ

東京支援連・サポーターニュース

第18号 2017年12月27日発行

◆連絡先◆ノーモア・ミナマタ 東京支援連絡会 (担当) 土田 尚義
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 10F
TEL 03 (3352) 3663 / FAX 03 (3352) 9476

第5陣原告併合を求めて力を合わせよう

次回期日 1月17日(水)

東京地裁103号大法廷

15:00~

裁判所前集会 14:00集合



左から、大島文雄東京支援連絡会代表委員、生熊茂実サポーター代表、吉竹直行原告団長、清水瀬公害地球問題懇談会事務局次長

今年も大変お世話になりました。
来年もよろしくお願ひします。

来年の日程 1月17日(水)、3月28日(水)、6月1日(金)、
9月19日(水)、11月21日 いずれも午後2時裁判所前集合

現在の重大な局面を乗り越えよう

～第5陣の分断状況について～

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟は、2014年8月に第1陣18人が提訴以来、第4陣まで67人の原告でたたかわれてきました。第1陣から4陣の事件は東京地方裁判所民事10部で、原告はみな一緒に裁判をたたかっています。

2017年4月、第5陣9名の提訴を行ったところ、民事10部の裁判長は、自分が判決を書くためにはこれ以上原告を増やすことはできないとして、第5陣の事件を民事10部に引き取ることを拒否。現在、第5陣の事件は、第1陣から4陣までとは違う別の部で行われようとしている状況です。

～総論段階で原告分離は異常～

今、裁判は総論立証といって、原告全員に共通する法的主張、事実の主張を行っているところです。原告の個々の事情を審理する段階には至っていません。原告に共通する法的主張や事実を整理している段階では、原告の求めに応じてすべての原告を同じ裁判体で引き取り審理するのが通常です。そうしないと同一ような争点の訴訟が別々の部で行なわれることになるし、裁判を行った部によって判断が違ってしまうという不都合も生じるからです。これまでの公害裁判や薬害裁判でも、総論立証の段階で原告を分断したことはありませんでした。民事10部の訴訟指揮は、異常というほかありません。

～第5陣を同じ10部で審理してほしい～

弁護団は、これまで、第5陣原告と第1陣から第4陣までの原告を切り離すことなく同じ手続きと一緒に審理するように要請を行なったほか、10月20日の期日では法廷でも原告全員を同じ手続きで審理するように改めて求めました。

ところが、この期日で裁判長は、第5陣原告を第1陣から第4陣原告までの原告とは同じ手続きでは審理しないとあらためて宣言しました。

弁護団は、原告団・支援連と協力して、裁判所の翻意を求めて10月中旬から毎週、裁判所に対して第5陣を同一手続きで審理するように要請する要請行動を行なっているところです。

～被害の実態に背を向ける裁判所からの判決はいらない～

第5陣原告を第1陣から第4陣までの原告と一緒に審理しないということは、水俣病の被害の実態に正面から向き合い被害者を救済するという姿勢を、全く持っていない態度といわざるをえません。このような裁判所に判決を求めても、私たちの訴えが届く可能性は低いと思います。

弁護団はこのような裁判所に対して、重大な覚悟を持って臨まざるをえない、と考えています。具体的には、緊急に、裁判所に対する要請やマスコミを使った宣伝を広げると共に、最後には、裁判所に対して偏った考え方をするために公平に審理を進めることができない裁判官を手続きから外す「忌避」という手段もとろうと考えています。

○ 前回の裁判の報告 ○

裁判所の不当な併合拒否 傍聴席には空席目立つ

2017年10月20日、第15回弁論が開かれました。

大型台風が近づき、あいにくの曇天でしたが、約100名の傍聴支援、原告が傍聴券抽選に並びました。期日に先立ち、第五陣原告が第四陣までの原告と一緒に審理するように、審理を担当している部のほか、裁判所長宛に要請をしており、裁判所の対応が注目された期日でした。

法廷で弁護団が次々裁判所の取り扱いは不当、不合理であると述べ、再考を求めましたが、裁判所は、あらためて「併合しない」と冷たく述べました。

残念ながら傍聴席には空席が目立っていました。

報告集会では、この裁判所の冷たい態度に対して怒りが集中しました。熊本原告団副団長の山口新一さんは、「こんなひどい発言は初めて聞いた。原告が燃えれば支援が燃える。原告・支援が燃えれば弁護団が燃える。いまこそ燃え上がってこの局面を突破しなければならぬ」などと発言しました。



○ 文書提出行動の取り組み ○

裁判所の不当な併合拒否の態度に対抗して、第五陣の原告9人は、東京地方裁判所民事第10部の鈴木正紀裁判長宛に併合することを求める手紙を自らしたため、週に1度、裁判所の民事10部に行き、提出しています。

第1～4陣の原告も、鈴木正紀裁判長宛の手紙を書き、第五陣と一緒に審理してもらうことを求め、第五陣とともに裁判所の民事10部を訪ねています。既に継続している原告たちも併合審理を望んでいるのですから、原告のために判決を早くしてあげたい、などという裁判所の言い訳は成り立ちません。

これらの週に1度の文書提出行動に合わせて、裁判所前では、原告、支援者・支援団体、弁護士が一体となって、チラシを配り、宣伝行動をしています。

民事10部は、支援団体からの要請文を受け取るうとしません。

しかし、間違ったことは正さなければなりません。

原告団の1枚岩の団結と支援者、弁護士のサポートで裁判所を変えていきましょう。

東京地方裁判所 民事第10部
鈴木正紀裁判長殿

2017年11月30日
東京地方労働組合評議会
議長 萩原 淳

要請書

私たちは東京都内の様々な産業別労働組合や地域労働組合、組合員約47万人が加盟する労働組合の連合組織です。御庁に係属しているノーマアミナマタ第二次国賠訴訟について、以下のとおり要請します。

1. 第五陣原告9名を、先行する第一陣から第四陣に併合してください。
2. 原告は、これまで国や企業に見捨てられ、何十年も偏見や差別、いじめ、暴力などの対象とされてきました。裁判所が原告を分断し、差別を助長することはあってはなりません。
3. 原告が多数であること自体が水俣病被害の深刻さを示すものです。原告の人数を制限すれば、水俣病の被害の深刻さと広がり目に背けることになってしまいます。
4. 現在の裁判は、原告に共通する曝露、被害、因果関係の各争点についての主張、立証を尽くしているところであり、第五陣を併合して一緒に審理したとしても訴訟が遅延することはありません。
5. 水俣病裁判はこれまでも繰り返し行われて、その都度救済の範囲が広がられてきました。これは被害の実態について「原告、弁護団、裁判所」のたゆまぬ努力により解明がすすみ、救済につながったことにあります。
6. 多数の原告から被害実態を明らかにさせ、正確に実態を把握することは、裁判の迅速な解決に資するものになると考えます。

御庁におかれましては、水俣病裁判における全原告の併合について公正な判断をくだされますよう、重ねて強く要請いたします。

以上

○ 緊急原告団総会の報告 ○

裁判が重大な局面を迎えたことを受けて、12月17日に緊急原告団総会が行われました。

急な招集にもかかわらず、5陣原告5人を含む12人の原告、弁護士、支援に加えて、本田征雄熊本原告団副団長と元島一郎患者会事務局長が駆け付けました。

東京原告らからは、裁判長の併合拒否には断固抗議すべき、仮に機嫌を損ねることになっても間違いは間違いというべきとの意見が出ました。

熊本原告団副団長の本田さんは、徹底して抗議すべきで、もしこれで裁判が遅れてしまってもしかたない、この闘いは熊本、近畿の原告のたたかいでもあるので、全国の原告が一枚岩の団結で戦うべき、と述べました。元島事務局長からは、たたかって救済を広げてきたのが水俣の歴史、被害を基本においた訴えで裁判所を変えよう、原告には何の非もない、との意見が述べました。

原告、弁護士、支援それぞれ、5陣併合実現に向けて思いをあらたにしました。

～支援の輪を広げよう～

水俣病の闘いは、公害をなくすことや労働者の権利を守ることなど様々な運動と連携し、協力し合って成り立っています。

相互支援・協力をしましょう。

★国・東京電力の加害責任を断罪し、

新たな加害責任を断罪し新たな原発被害救済の枠組みを作る

全国総決起集会

2018年1月27日(土)14:00～16:00

場 所 文京区民センター 都営三田線・大江戸線「春日駅A2出口」徒歩2分、東京メトロ丸ノ内線「後樂園駅4b出口」徒歩5分、東京メトロ南北線「後樂園駅6番出口」徒歩5分

主 催 原発被害訴訟原告団全国連絡会／原発被害訴訟全国弁護団連絡会

TEL 03-3352-3663 土田まで

★日本IBMによる ロックアウト解雇争議 5人和解

JMITU組合員の11人が、5次の原告団に分かれてたたかい東京地裁で出された判決は全て労働者勝訴。IBMを追い詰めました。

そして12月26日、東京高裁で第2次原告5人が和解を勝ち取りました。

これからも公害患者と労働者が、協力して勝利をめざしましょう！



IBM解雇撤回闘争支援に参加！
12月7日IBM本社前抗議行動